

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和3年7月12日(月) 14:15~14:25

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 藤代ゆうや

委員 山口貴裕、田中徳一郎、市川和広(代理)、中村武人、ためや義隆、
谷口かずふみ、池田東一郎、君嶋ちか子、京島けいこ

(2) 議会局出席者

局長 平井和友、副局長兼総務課長 霜尾克彦、
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤徹、経理課長 奥澤陽一、
議事課長 井上実、政策調査課長 大河原邦治

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(藤代座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日、委員の皆様方には、お忙しいところご参集くださりまして、誠にありがとうございます。

議長から、私、藤代ゆうやが座長に選任されたところであります。

委員の皆様方と協力して政務活動費のあり方の検討に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、今後の本連絡会における県政記者の写真撮影につきましては、政務活動費連絡会要綱第11条第2項の規定により許可することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(藤代座長)

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の議題は、「政務活動費のあり方の検討について」でございます。

はじめに、「政務活動費制度の見直し」について、議会局から説明させます。

(経理課長)

「資料1 政務活動費制度の見直しについて」をご覧くださいと思います。

まず、政務活動費連絡会による検討でございますが、政務活動費については、社会情勢の変化や、その運用状況などに留意しつつ、不断の見直しが必要であるとの考えのもと、令和元年6月、団長会の下部検討組織として「政務活動費連絡会」が設置されました。

そして、令和元年度、令和2年度と、それぞれ9回にわたり連絡会を開催し、検討結果を団長会に報告したところでございます。

資料の中段、令和元年度の主な見直し内容をご覧ください。

一つ目といたしまして、政務活動費に係る領収書等の写しについて、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入するというので、令和2年4月1日から適用しております。

二つ目といたしまして、事務所費や人件費への充当要件の厳格化でございますが、令和2年度中を整理期間として、令和3年4月交付分から適用しております。

三つ目といたしまして、領収書等の写しのホームページ公開でございますが、令和6年度（令和5年度交付分）までには実施するとしております。

続いて、令和2年度の見直し内容をご覧ください。

一つ目として、政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、領収書等について、年度の途中に議長による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化するとし、令和3年度から新たな仕組みの事前確認を試行しております。

二つ目として、議長提出する書類（「政務活動費（県外・国外）支出票」）について、政務活動費の透明性を更に向上させる観点から様式変更し、令和3年4月交付分から適用しております。

最後に今後の対応でございますが、令和2年度の連絡会報告書では、「県議会として、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、県民が期待する政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。なお、令和6年度（令和5年度交付分）までには実施するとされている会計帳簿等の写し及び証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開を円滑に行うため、来年度以降、整理すべき課題の検討に注力する」としております。

なお、参考資料1として、令和元年度の政務活動費連絡会報告書を、参考資料2として、令和2年度の政務活動費連絡会報告書をお手元にお配りさせていただきましたので、後ほど、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

(藤代座長)

お聞きのとおりであります。

本職としては、今年度の政務活動費連絡会では、まず、政務活動費関係の様式の押印の廃止について検討いたしたいと考えております。

県では新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続きオンライン化の推進にあたり障害となっている押印の見直しについて、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

そして、県民・法人等からの申請・届出における押印について、原則廃止としたと承知しております。

このような動きを踏まえ、県議会における政務活動費関係の書類についても、押印を廃止したらどうかと考えるところであります。

つきましては、本職において資料を作成いたしましたので、委員の皆様にお配りいたします。

(座長案を配付)

それでは、この資料につきまして、議会局に説明させます。

(経理課長)

それでは説明をさせていただきます。

「政務活動費関係様式の押印の廃止について（案）」でございます。

現在、政務活動費関係の様式において、会派又は議員が作成する書類で押印が必要とな

っているものは、記載のとおり、番号1の「会派届」ほか、合計10件となっております。

このうち、番号1の「会派届」から、番号5の「政務活動費収支報告書」については、「神奈川県政務活動費の交付等に関する条例施行規程」で定められた様式でございまして、番号6の「車両リース台帳」から番号10の「政務活動補助職員出勤記録表」までは、「政務活動費の指針」で定められた様式でございます。

また、様式ごとの押印者は、表の一番右の欄に記載のとおりであります。

番号1の「会派届」と番号6の「車両リース台帳」を例にして、具体的な様式の中身をご説明させていただきたいと思っております。

資料を1枚おめくり願います。

右上に「番号1」と記載がございまして、条例施行規程で定められた様式の「会派届」でございます。

これは、会派の代表者（団長）から議長あてに提出するものでございまして、ご覧のように、右上のところに、会派の代表者の押印が必要となっております。

続いて、3枚おめくりいただきまして、右上に「番号6」と記載がありますが、こちらは「政務活動費の指針」で定められた様式でございまして、「車両リース台帳」でございます。

右下に、会派代表者（議員交付の場合は議員）の押印が必要となっております。

これらについて、押印を廃止しようということでございます。

そのほかの様式につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

(藤代座長)

お聞きのとおりであります。

なお、押印廃止の時期ですが、本職としては、「条例施行規程」に基づく様式については、遅くとも年内に押印を廃止することとし、「政務活動費の指針」に基づく様式については、年度当初に作成するものが多いことから、令和4年4月交付分から押印を廃止したと考えております。

これらのことについて、ご意見やご質問がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、「政務活動費関係の様式の押印の廃止」について、押印廃止の時期も含めて各会派お持ち帰りのうえ、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承を願います。

私からは以上でございますが、この際、何かございますでしょうか。

(なし)

特にないようなので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、明、13日火曜日、本会議閉会後に開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様ございました。

以上